

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

## 東北（秋田）国民年金 事案 1798

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年1月までの付加保険料を含めた国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年1月まで

申立期間の国民年金保険料は、A県B市からC県D市へ転出した後に、同市が発行した納付書で私が納付したが、父も私がB市を転出する前に同市から送付されていた納付書で私の保険料を納付していた。

申立期間の重複納付により過誤納付となった付加保険料を含めた国民年金保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB市及びD市の国民年金保険料領収証書から、申立人は、申立期間に係る付加保険料を含めた国民年金保険料を重複納付したことが認められる。

また、オンライン記録には、申立人に国民年金保険料が還付された記録は無い上、保険料の還付又は充当があった場合には、本来は特殊台帳（マイクロフィルム化された国民年金被保険者台帳）として整理保存することとなっているが、申立人の特殊台帳は保存されていないことから、申立期間に係る国民年金保険料の還付手続は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間以後に住民登録した市を管轄する全ての年金事務所の国民年金保険料還付整理簿等を調査しても、申立人に係る還付記録は確認できず、申立人に対し申立期間に係る国民年金保険料を還付したことをうかがわせる関係資料は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3094

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 15 日  
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、6万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3096

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年6月から同年9月までは36万円、同年10月及び同年11月は41万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年12月1日まで  
年金事務所から連絡があり、私の夫がA株式会社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡及して訂正処理されていたことを初めて知った。

申立期間の標準報酬月額を元の記録に戻してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年6月から同年9月までは36万円、同年10月及び同年11月は41万円となっていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成2年12月1日）の後の同年12月4日付けで、同年6月から同年9月までは36万円から18万円に、同年10月及び同年11月は41万円から18万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A株式会社において厚生年金保険の被保険者であった17人のうち9人（申立人を除く。）についても、申立人と同日の平成2年12月4日付けで、遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

一方、A株式会社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の同僚二人は、「申

立人はB担当常務であり、社会保険関係の事務は総務課長が行っていた。標準報酬月額の遡及訂正処理に申立人は関与していなかった。」旨回答している上、申立人の妻は、「夫はB職一筋の人で、経理関係には詳しくなかった。」旨証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年6月から同年9月までは36万円、同年10月及び同年11月は41万円に訂正することが必要である。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3097

### 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年2月29日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年1月の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年1月31日から同年3月31日まで

私は、株式会社Aに平成2年11月7日から4年3月31日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が2年11月7日から4年1月31日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年1月31日から同年2月28日までの期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、株式会社Aは、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、同年3月6日付けで同年2月29日とされた後、同年4月16日付けで、遡って同年1月31日に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に、平成4年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている同僚48人中27人の資格喪失日が遡って訂正されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、

当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年2月29日であると認められる。

また、平成4年1月の標準報酬月額については、3年12月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年2月29日から同年3月31日までの期間については、申立人は、同年3月31日まで株式会社Aに勤務していたと主張しているが、前述のとおり、雇用保険の離職日が同年2月28日と記録され、当該期間の勤務が確認できない。

また、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、申立期間当時の株式会社Aの代表取締役及び取締役は、いずれも不明と回答しており、確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和59年9月1日から60年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の最初の資格取得日に係る記録を59年9月1日、資格喪失日に係る記録を60年1月1日、次の資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和59年9月から同年12月までの期間及び60年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和60年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月1日から60年4月1日まで  
② 昭和60年4月1日から同年5月1日まで

申立期間①について、私は、A株式会社に昭和59年4月1日から61年2月28日まで勤務したが、勤務した期間のうち、59年4月1日から60年4月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無かった。

給与明細書等によれば、給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、昭和60年4月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が国の記録の標準報酬月額に見合う額よりも多く控除されて

いるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するA株式会社の退職証明書により、申立人は、昭和59年4月1日から61年2月28日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書によれば、申立期間①のうち、昭和59年9月から同年12月までの分及び60年3月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和59年9月1日から60年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和59年9月から同年12月までの期間及び60年3月の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち、昭和59年9月1日から60年1月1日までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られなかったものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る59年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和60年3月1日から同年4月1日までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られなかったものの、事業所別被保険者名簿における当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日が雇用保険の加入記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和59年4月1日から同年9月1日までの

期間及び 60 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、申立人が所持する A 株式会社の退職証明書により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によれば、当該期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの分、同年 8 月分及び 60 年 1 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和 59 年 7 月分及び 60 年 2 月分の給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、申立人の所持する昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額から算出した厚生年金保険料控除額は、給与明細書及び賞与・寸志支給者金額一覧表（昭和 59 年 12 月期賞与）に記載されている厚生年金保険料控除額の合計額と一致していることから、同年 7 月分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、16 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

私は、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成20年12月に賞与が10万円ぐらい支給されたと記憶しているが、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の破産管財人が保管する支給控除一覧表及び銀行から提出された申立人に係る取引明細書により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において申立人と同様にA株式会社から賞与を支給されたとする同僚についても賞与に係る記録が無く、同社が加入するB健康保険組合においても申立人の申立期間に係る賞与の記録は無いと回答していることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3100

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和53年10月21日に、同社における資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を54年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53年10月から54年4月までは9万2,000円、同年5月は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月21日から54年6月1日まで  
昭和53年10月に株式会社Aに入社し、途中退職することなく継続して勤務し、同社のC事業所でD業務に従事していた。

昭和54年6月1日からはB株式会社における厚生年金保険の被保険者記録があるが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和53年10月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と雇用保険の加入記録が一致している同僚が所持する給料支払明細書、昭和53年分給与所得の源泉徴収票及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ

る。

なお、上記同僚が所持する昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票によると、当該同僚は同年 5 月 20 日まで株式会社 A に在職し、同年 5 月 21 日に B 株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社 A における資格喪失日及び B 株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿及び B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和 53 年 10 月から 54 年 4 月までは 9 万 2,000 円、同年 5 月は 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社 A は、昭和 54 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によると、同年 3 月 31 日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B 株式会社は昭和 54 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によると、会社設立年月日は同年 5 月 18 日であることが確認できる上、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和 53 年 10 月 21 日から 54 年 5 月 21 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A の事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格取得日（昭和 53 年 10 月 21 日）が遡って取消処理されていることが確認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の取消しの届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、また、54 年 3 月 31 日から同年 5 月 21 日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和 54 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日

年金記録を確認したところ、申立期間に合資会社Aから支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

合資会社Aから提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は申立期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与支給額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付し

ていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日

年金記録を確認したところ、申立期間に合資会社Aから支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

合資会社Aから提出された賞与支給控除一覧表及び申立人が提出した賞与明細書により、申立人は申立期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表及び申立人が提出した賞与明細書により確認できる賞与支給額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付し

ていないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和53年2月1日にA株式会社B事業所からC株式会社に異動となったが、国の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

グループ会社間での異動であり、継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立期間当時の総務担当者及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年2月1日にA株式会社B事業所からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年12月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和53年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当

時)がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1796

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から58年6月まで

私は、昭和56年9月にA学校に入学した。入学後、クラスメイトから国民年金の加入を勧められ、同年9月頃にB市C区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は何か月かごとに集金に来ていた男性の集金担当者に納付した。ある頃から、集金により保険料を納付することが面倒になり、ドアノブに保険料を入れた袋を掛けてみたが集金していかないため、同区役所で国民年金をやめる手续を行った。そのとき、担当者からこれまでの分は納付されていると言われたことを覚えている。保険料を納付した際に領収書を受け取ったが、度重なる引っ越しで紛失した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るD市（現在は、E市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和58年11月8日に同名簿が作成され、新規に国民年金被保険者資格を取得した旨の記載が確認できることから、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年8月14日に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の手帳記号番号が同年12月28日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に係るD市及びF市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は国民年金に未加入として取り扱われており、昭和59年3月にD市からF市へ転出する際にD市で発行された国民年金保険料納付状況証明書においても、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわ

せる記載は見当たらない。

さらに、申立人がB市C区に居住していた当時に申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（岩手）国民年金 事案 1797

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月までの期間及び 59 年 7 月から 61 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から 61 年 8 月まで

申立期間当時はA業を行っており、同居していた親の勧めで、B市役所において、妻が国民年金保険料をまとめて納付した。納付の時期は昭和 61 年頃であり、その際に領収書は発行されなかったが、同市役所の担当者から市に控えが残るので大丈夫である旨を言われた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 7 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われ、申立人は同年 5 月 1 日に遡って新規に国民年金被保険者資格を取得したものと推認できるものの、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間①は未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によると、昭和 58 年 8 月 22 日に国民年金被保険者資格を喪失した後は、63 年 4 月に 62 年 1 月 11 日に遡って被保険者資格の取得手続が行われていることが確認できるものの、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間②は未加入期間とされており、納付書が発行されることは無く国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人の妻は、昭和 61 年頃及びその後の 2 回にわたり申立期間の国民年金保険料をまとめてB市役所で納付した旨述べているが、当該時点において、申立期間①については、時効により保険料を納付すること

ができず、申立期間②については、その期間の保険料の一部は過年度保険料となるが、制度上、同市役所において納付することができる保険料は現年度保険料に限られる上、申立期間①及び②の保険料合計額は 18 万 8,960 円であるところ、申立人の妻は、申立期間の保険料として納付した金額の合計額は 40 万円ぐらいと主張しており、乖離<sup>かいり</sup>している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（秋田）国民年金 事案 1799

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで

私は、申立期間当時、家業の手伝いをしながら、申立期間の国民年金保険料を銀行の窓口において年一括で納付していた。婚姻した昭和50年4月までは自らの保険料を、婚姻後は妻の保険料も一緒に納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和55年2月26日に払い出されていることが確認できる上、当該払出簿に記載されている申立人の前後の被保険者について、オンライン記録により確認できる任意加入被保険者の資格取得日及び当該被保険者等の保険料納付記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年4月頃に行われ、申立人が20歳に到達した44年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。

このことから、当該加入手続が行われたと推認できる昭和55年4月より前の時期においては、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、当該加入手続が行われたと推認できる昭和55年4月の時点においては、申立期間のうち47年8月から婚姻後の期間を含む52年12月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和53年1月から55年3月までの期間の保険料は、当該加入手続を行ったと推認できる時点において、遡って納付することが可能であるものの、申立人の妻の国民年金被保険者台帳（マイク

ロフィルム)によると、その妻の保険料は、昭和 53 年度は前納されている上、54 年度も遡って納付した状況はうかがえないことから、申立人及びその妻の保険料が一緒に納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1800

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年5月まで

私は、申立期間当時はA店を経営していた。その頃、確定申告を行った際に経費にもなるので国民年金保険料を納付していた方が良いと税務署の職員から言われた。そこで、自宅兼店舗にB金融機関の職員が毎日来ていたので、その職員に月々納付書で国民年金保険料を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C県D市（現在は、E市F区）及びG町（現在は、H市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和35年10月29日に国民年金被保険者資格を取得し、38年4月11日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。その後、I県J市において47年6月15日に国民年金に任意加入するまでの間は未加入期間として記録されていることから、申立期間当時、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金被保険者台帳によれば、申立人は昭和38年4月11日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、47年6月15日に国民年金に任意加入するまでの間は未加入期間とされている上、当該台帳には「47.9.30K社会保険事務所から移管」との記載が確認できることから、申立人の国民年金被保険者台帳は、同年9月までK社会保険事務所（当時）に保管されており、申立人が同年6月に任意加入したことに伴い移管されたことを意味し、申立人が主張する45年1月に国民年金の任意加入の手続が行われたとは考えにくい。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を金融機関の職員に月々納

付したとしているが、J市における国民年金保険料の納付方法は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年6月までは印紙検認方式により市役所職員が集金を行う制度であり、また、同年7月以降は国民年金保険料納入告知書により3か月分の保険料を1回分として、年4回に分けて納付する方法であったことから、申立期間の保険料を金融機関の職員に納付できたとは考え難く、納入告知書による納付においても3か月ごとの納付となり、申立人が保険料を金融機関の職員に月々納付したとする記憶とは相違している。

加えて、申立人は、昭和45年1月頃にJ市役所で国民年金の加入手続を行った際に同市役所で生年月日を間違われ、生年月日の訂正後に送付されたとする国民年金手帳を所持しているが、同年金手帳には「昭和47年4月1日 発行 I県」と印字されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は45年1月頃ではなく、47年6月頃に行われた可能性を否定できない。

その上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3095

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月中旬から 50 年 7 月 23 日まで

私は、申立期間において、有限会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務し事務の仕事をしていた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社 B からの回答及び申立人が勤務内容等を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 B の事業主は、「申立人が在籍していたことは記憶にあるが、関係書類が残っていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については不明である。申立人は短期間のアルバイトかパート勤務だったと思うが、詳しい勤務期間は分からない。当時は配偶者の扶養家族になっている者やアルバイトで収入が少ない者の中には、本人の希望で厚生年金保険に加入させていなかった者もいた。」旨回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に有限会社 A において厚生年金保険被保険者資格が確認できる者のうち、所在が確認できる 11 人に照会したところ、9 人から回答があり、そのうち 8 人は申立人を知らないと回答している上、申立人を知っているとした同僚からも申立人の勤務期間、勤務形態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間の有限会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原

票の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

加えて、申立人の当時の配偶者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間のうち昭和 50 年 5 月 21 日から同年 7 月 23 日まで、当時の配偶者の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3103

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

私は、株式会社Aに昭和 51 年 4 月 15 日から 54 年 2 月 28 日まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 2 月 27 日となっていた。雇用保険の記録によると、同年 2 月 28 日が離職日となっており、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 54 年 2 月 28 日まで勤務していたとしているところ、雇用保険の記録によると、申立人の主張どおり同日が離職日となっていることが確認できる。

しかし、株式会社Aの元事業主に照会したところ、申立期間当時の資料は倒産した際に全て処分した旨回答していることから、申立人の退職日及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 2 年程度の期間に、同社において月の下旬に被保険者資格を喪失している者 19 人について、資格喪失日と雇用保険の離職日を比較したところ、申立人と同様に資格喪失日の翌日が雇用保険の離職日となっている者は見当たらない上、当該 19 人のうち住所が判明した 18 人に照会したところ、12 人から回答があり、そのうち 4 人は退職日が月の末日であったと回答しているが、給与明細書等の資料を所持しておらず、資格喪失月の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の上司に照会したところ、

申立人の退職日は不明と回答しており、当該上司が氏名を挙げた給与事務担当者は既に亡くなっていることから申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない上、当該上司が申立人と同時期に勤務していたとして氏名を挙げた2人に照会したところ、1人は申立人を知らないとしており、ほかの1人は申立人を知っているが、申立人の退職日については不明と回答している。

加えて、B厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員番号払出簿及び加入員台帳によると、申立人の同基金における加入員資格喪失年月日は昭和54年2月27日と記録されており、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3105

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 公共職業安定所の求人情報に応募し、B 郡 C 町（現在は、D 町）にある株式会社 E に採用された。

申立期間は、株式会社 E の事務室とは別の F 市にあった事務室で、同社の社長が G 業を目的として設立準備をしていた株式会社 H の設立手続等の業務に一人で従事していたが、給与は株式会社 E から支給されていた。

また、当時の株式会社 E の求人情報には社会保険有りと書かれていたと記憶しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、株式会社 E における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時株式会社 E に勤務していた者及び株式会社 H の同僚の証言から、申立期間において株式会社 H の設立業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社 E の元事業主に照会を行ったものの回答は得られず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできなかった。

また、申立期間当時、株式会社 E において給与事務及び社会保険事務を担当していた者は、「私が社会保険の手続をしていたので、株式会社 E において社会保険に加入させる手続をしていれば記憶しているはずだが、記憶が無いということは、申立人は社会保険には入っていなかったと思う。給与台帳には申立人の名前は無かったと思う。」旨証言している。

さらに、申立期間当時、株式会社Eが加入していたI厚生年金基金は、「当基金の管理記録の中に、申立人の加入記録は存在しない。」旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立期間において、株式会社Eに係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。